

衆議院総務委員会ニュース

【第 198 回国会】平成 31 年 4 月 16 日（火）、第 13 回の委員会が開かれました。

1 電波法の一部を改正する法律案（内閣提出第 18 号）

電気通信事業法の一部を改正する法律案（内閣提出第 35 号）

・石田総務大臣、佐藤総務副大臣及び政府参考人に対し質疑を行いました。

（質疑者）中谷一馬君（立憲）、岡島一正君（立憲）、日吉雄太君（国民）、本村伸子君（共産）、串田誠一君（維新）、吉川元君（社民）、井上一徳君（希望）

（質疑者及び主な質疑事項）

中谷一馬君（立憲）

- （1）電波利用料の増額
 - ア 電気通信事業者の負担増が我が国経済に与える影響
 - イ 政府が携帯電話料金の引下げを進める中、携帯電話料金に転嫁されることによる国民への影響
- （2）地上基幹放送等に関する耐災害性の強化
 - ア 平成 25 年 2 月から「放送ネットワークの強靱化に関する検討会」が開催されているにもかかわらず、早期に耐災害性の強化を行わなかった理由
 - イ 電波利用料の用途として行う支援を「当分の間」に限定している理由
 - ウ 携帯電話の車載型基地局等を導入する取組の進捗状況
 - エ 車載型基地局の 5 G 対応に向けた研究・開発の費用に電波利用料を充てる考えの有無
- （3）5 G の普及等
 - ア 5 G の普及に向けたロードマップの進捗及び商用化の見通し
 - イ 5 G 規格の国際標準化に向けた検討状況及びガラパゴス化を回避するための取組状況
- （4）公共安全 LTE（公共で使用する次世代携帯電話の通信規格）の導入に向けた検討状況及び今後の導入の見通し
- （5）特定基地局開設料の新設
 - ア 特定基地局開設料の具体的な用途
 - イ 電波利用料の用途と区別する意義及び両者の関係
 - ウ 新たな負担が携帯電話事業者の 5 G 設備への投資に与える影響及び利用者へ転嫁されることへの懸念

岡島一正君（立憲）

- （1）電波利用料を 130 億円増額とする理由
- （2）電波利用料の余剰金（歳出・歳入の差額累積額）
 - ア 現在の余剰金の累計額及び余剰金発生理由
 - イ 現行法における余剰金の取扱い
 - ウ 5 G、I o T の普及拡大のために余剰金を充てるのではなく、電波利用料の引上げにより対応する理由
 - エ 余剰金を積極的に活用できるようにすべきとの考えに対する大臣の見解
 - オ 今後の余剰金の使用に当たっての戦略的プラン

日吉雄太君（国民）

- （1）1 年前倒して電波利用料の見直しを行うことについての総務省の見解

- (2) 電波利用料の引上げと5Gによる周波数の需要拡大の見込みとの関係
- (3) 次回以降の電波利用料の見直しについて、時期が前倒しされる可能性及び電波利用料を引き下げる見直しが行われる可能性の有無
- (4) 必要があれば再度見直しを前倒しすることの有無についての佐藤総務副大臣の見解
- (5) 電波利用料の余剰金
 - ア 歳入と歳出に乖離が生じる原因
 - イ 電波利用料の算出に際し、過去の歳入・歳出の実績を踏まえる必要性
 - ウ 前年度の余剰金を翌年度に充当する仕組みの可否
 - エ 余剰金を使用した事例の有無
 - オ 電波利用料の余剰金の使用の是非に係る判断基準についての認識
- (6) 電波利用料の用途に係るコスト削減の取組
- (7) 電波利用料の返還
 - ア 電波利用料の納入方法及び納入時期
 - イ 年度の途中で無線局を廃止した場合における電波利用料の取扱い
 - ウ 年度の途中で無線局を廃止した場合に電波利用料を返還しない理由及び根拠規定
- (8) 携帯電話基地局に係る耐災害性強化支援
 - ア 現在の対応状況及び予算額
 - イ 電波利用料を充てない理由
 - ウ 念頭に置いている災害の範囲
- (9) 電波利用料の増額が消費者負担に与える影響
- (10) 共用周波数の料額の取扱い
- (11) 電波利用料の増額が民放ローカル局の経営を圧迫する可能性

本村伸子君（共産）

- (1) 電波利用料の増額と民放ローカル局の経営
 - ア 民放ローカル局の経営基盤強化に向けて総務省が講じた施策
 - イ 電波利用料の増額が民放ローカル局の経営に与える影響
 - ウ 電波利用料の増額が民放ローカル局の経営に影響を与えないようにするべきとの意見に対する総務省の見解
- (2) 非効率な公共用無線局に対する電波利用料の徴収
 - ア 公共用無線局について電波利用料の減免が行われてきた理由
 - イ 規制改革推進会議の第2次答申との関係
 - ウ 周波数の帯域の確保が非効率な公共用無線局からの電波利用料の徴収の理由なのかに対する総務省の見解
 - エ 電波利用料の徴収を行う具体的な対象及び決定を行う者
 - オ 徴収の対象とならない場合
 - カ 防災行政無線のデジタル化を電波利用料の徴収によって行う理由
- (3) 特定基地局開設計画の認定及び特定基地局開設料制度の導入
 - ア 周波数オークションを導入しなかった理由
 - イ 特定基地局開設料を徴収する理由及び徴収対象者
 - ウ 特定基地局開設料の目安の公開の有無及び比較審査の際の配点の割合
 - エ 比較審査の際、特定基地局開設料の項目は金額の多寡で決定することについての総務省への確認
 - オ 特定基地局開設計画の認定をするための評価基準の具体的内容
 - カ 特定基地局開設計画の認定をするための評価に係る透明性の確保策
 - キ 特定基地局開設料の用途の透明性の確保策

- (4) 電磁波の人体に対する影響
 - ア 5Gの人体に対する影響
 - イ 調査研究を行う必要性
 - ウ 海外における人体への影響とされる事象と5Gとの関係性
 - エ 長期にわたり電磁波を浴びることによる影響への評価
- (5) 自衛隊の使用する周波数帯
 - ア 自衛隊のレーダーや移動通信機による電波利用に関する総務省の手続
 - イ 5Gの使用拡大に伴う自衛隊との調整の必要性

串田誠一君（維新）

- (1) 災害情報の伝達と電波の周波数
 - ア 周波数による電波の特性
 - イ 災害情報の伝達に低い周波数が優れているとの考えに対する総務省の見解
 - ウ スマートフォンが高い周波数を使用することによる災害時の電波遮蔽への危惧
- (2) 5G及び4K・8Kと周波数の逼迫
 - ア 5Gと4K・8Kの関係
 - イ 4K・8K普及後の現行放送の扱い
 - ウ 逼迫状況の地域差による基地局の設置状況の変化
 - エ 災害時を勘案した基地局設置の必要性
 - オ 諸外国における周波数の逼迫対策
- (3) 通信料金の国際比較
- (4) SIMロック
 - ア SIMカードの概要
 - イ 一定の端末代金支払い後のSIMロック解除の合理性
 - ウ SIMロック解除の方法の簡素化の必要性
- (5) 免許不要局とサイバー攻撃
 - ア 白物家電のIoT化と免許不要局増加の関係
 - イ 家庭内LANにおける免許不要局
 - ウ 免許不要局の増加によるサイバー攻撃の危険性

吉川元君（社民）

- (1) 放送事業者に対する電波利用料の引上げについて適正とする根拠
- (2) 電波利用料が大幅な歳入超過となった理由
- (3) 電波利用料の余剰金を電波利用共益費用に充てる制度が活用された事例の有無
- (4) 今般の電波利用料の引上げは、事業者同士の公平負担の観点から行われるのかについての確認

井上一徳君（希望）

- (1) 自衛隊の電子戦訓練が、活用する電波の周波数について総務省から承認を得られなかったため実施できなかったとする報道について的事实確認
- (2) これまでの米軍からの電波の返還についての実績
- (3) 周波数の経済的価値を踏まえた割当手続と周波数オークションとの違い
- (4) アナログ方式の無線システムをデジタル方式に切り替える際の地方自治体への支援の有無